

平成二十一年政令第百五十八号

技術研究組合法施行令

内閣は、技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第五条第二項、第二十一条第五项、第二十七条第三項及び第五項、第四十三条第六項（同法第六十条において準用する場合を含む。）、第三十四条第九項（同法第六十条において準用する場合を含む。）、第三十七条、第四十条第四項及び第七項、第四十三条第三項及び第七項、第六十五条第三項、第七十五条、第八十八条、第一百二十条第三項、第一百三十条、第一百四十三条において準用する同法第一百七条、第四十条第四項及び第七項、第一百六十八条、第一百五十九条第二項から第五項まで、第一百六十九条、第一百五十九条第二項並びに第一百七十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（技術研究組合の組合員たる資格を有する者）

第一条 技術研究組合法（以下「法」という。）第五条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 地方公共団体

二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第三条に規定する学校法人

三 技術研究組合（以下「組合」という。）

四 国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人

五 地方独立行政法人国立高等専門学校機構（平成十五年法律第二百七十九号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人

六 地方独立行政法人（平成十五年法律第二百七十九号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人

七 試験研究を中心とする一般社団法人（組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲）

八 外国政府その他の外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者

九 組合の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに千人を超えることとなつた場合においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該組合は法第二十一条第五項の政令で定める基準を超える組合に該当しないものとみなす。

十 組合の事業年度の開始の時における組合員の総数が新たに千人以下となつた場合においては、当該事業年度の開始の時における組合員の

は、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該組合は、法第二十一条第五項の政令で定める基準を超える組合に該当するものとみなす。

（役員の職務及び権限について準用する会社法の規定の読み替え）

第三条 法第二十七条第三項の規定により組合の役員の職務及び権限について会社法（平成十七年法律第八十六条号）の規定を準用する場合における同法の規定の読み替えは、次の表のとおりとする。

項目	第三百八十六条第一項	第三百八十六条第二項	第三百八十六条第三項	第三百八十六条第四項
規定期	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句
規定の読み替え	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句
役員の職務及び権限について会社法の規定のとおりとする。	役員の職務及び権限について会社法の規定のとおりとする。	役員の職務及び権限について会社法の規定のとおりとする。	役員の職務及び権限について会社法の規定のとおりとする。	役員の職務及び権限について会社法の規定のとおりとする。
（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）	（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）	（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）	（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）	（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）

会社をいう。以

下同じ。）に

（理事會等の招集について準用する会社法の規定の読み替え）

項目	第三百八十六条第一項	第三百八十六条第二項	第三百八十六条第三項	第三百八十六条第四項
規定期	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句
規定の読み替え	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句
役員の職務及び権限について会社法の規定のとおりとする。	役員の職務及び権限について会社法の規定のとおりとする。	役員の職務及び権限について会社法の規定のとおりとする。	役員の職務及び権限について会社法の規定のとおりとする。	役員の職務及び権限について会社法の規定のとおりとする。
（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）	（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）	（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）	（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）	（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）

（理事會等の招集について準用する会社法の規定の読み替え）

（理事會等の招集について準用する会社法の規定の読み替え）

項目	第三百八十六条第一項	第三百八十六条第二項	第三百八十六条第三項	第三百八十六条第四項
規定期	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句
規定の読み替え	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える会社法の読み替えられる字句
役員の職務及び権限について会社法の規定のとおりとする。	役員の職務及び権限について会社法の規定のとおりとする。	役員の職務及び権限について会社法の規定のとおりとする。	役員の職務及び権限について会社法の規定のとおりとする。	役員の職務及び権限について会社法の規定のとおりとする。
（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）	（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）	（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）	（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）	（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）

（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）

（役員の職務及び権限について会社法の規定の読み替え）

場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾を

、當該各号	、同号	同項第一号、 第三号及び第 四号
-------	-----	------------------------

、當該各号	、同号	同項第一号、 第三号及び第 四号
-------	-----	------------------------

する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日
(令和三年二月十五日)

二 第一条の規定（中小企業等協同組合法施行令
第二十二条及び第二十八条第四項の改正規定を
除く。）、第二条の規定及び第四条の規定（技術
研究組合法施行令第六条及び第八条第四項の改
正規定並びに前号に掲げる改正規定を除く。）
会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし
書に規定する規定の施行の日